

令和5年度第9回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和5年12月5日（火）
9時30分～11時47分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 22人
会 長 23番 才木 隆雄
会長代理 21番 島田 一郎 24番 宮田 好一
委 員 1番 杉林 清則 2番 熊南 昭浩
3番 山崎 修 4番 西田 清範
5番 田中 輝男 6番 森 悦雄
7番 古田 茂 8番 田中 善憲
9番 大場 忠勝 11番 大浦 清貴
12番 山崎 巖 13番 福山 英則
14番 仲田 茂男 15番 下村 帝
16番 北森 正誠 18番 金田 修一
19番 長谷 幹夫 20番 金木 洋子
22番 中井 義則
4. 欠席委員 2人 10番 大橋 芳信 17番 渡辺 正志
5. 議 題 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第29号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について
議案第30号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第31号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について
議案第32号 土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意について
報告事項第28号 農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第29号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項第30号 農地法第5条の規定による許可の取消しについて
報告事項第31号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、9時30分現在、委員数は22名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、ただ今より令和5年度第9回富山市農業委員会月次総会を開催します。

議事に入ります前に、皆様にご報告があります。

去る11月17日、金田委員におかれましては、令和5年度「富山市優良農林漁業者」の「園芸部門」において、長年の活躍が評価され、表彰を受けられました。

誠におめでとうございます。

今後とも、富山市の農業のために、頑張ってくださいと思います。

会長 それでは、議事に入ります。

本日は、11月6日総会における第26号議案に係る利用権設定集計表の修正についての案件1件、議案5件、報告事項4件 がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。11番大浦委員、12番山崎委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、先月11月6日の総会において、質問がありました、第26号議案に係る利用権設定集計表の修正について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 説明)

会長 それでは、ただ今、説明がありました、利用権設定集計表の修正について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

〇〇委員 修正内容については、貸手・借手の単位を、件から人に変えたということか。

- 事務局 そのように集計しました。
- 〇〇委員 今後もそのような方法で集計表をつくるということか。
- 事務局 そのように考えております。
- 委員 資料4ページの合計について、貸手の合計が67人となっており、2ページの合計人数の66人と違うのですが、これで良いのか。
- 事務局 はい。申請件数として集計した貸手の実数は66人ですが、地区ごとの実数を集計した場合、水橋東部と上条地区にまたがって利用権を設定した件があったため、そのケースでは地区ごとの実数は2人ふえるので、最終的な実数は67人となりました。
- △△委員 1つの申請に対して地区別に借手を集計すると、2人として計上するため、合計数がずれるということか。
- 事務局 地区別に集計することで、このような結果となります。
- 〇〇委員 今回の説明のように、どのような集計の仕方をしていて、どのような原因によって合計がずれたと、順序だてて説明していただけると、わかりやすくありがたい。
- 会長 ほかに、ご意見、ご質問等がないようですので、この利用権設定集計表の修正について、ご異議ありませんか。
- (異議なしとの発言あり)
- 会長 異議なしとのことでありますので、第26号議案に係る利用権設定集計表については、修正のとおりといたします。
- 会長 続きまして、議案の審議に入ります。
議案第28号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。なお、4ページ11番は▲▲委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。
- 事務局 議案第28号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案書は1ページから7ページまでです。

今回の申請件数は、22件で、申請面積は38,914㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類について説明します。議案書2ページをご覧ください。

1番は、耕作不便のため、所有権を移転するものです。譲受人は、新規農家で、じゃがいも、えだまめ等を栽培する予定です。農業経験は、ないとのことですが、畑の耕作経験がある父に指導を受けて、耕作を行いたいとのこと。また、申請農地は、令和4年9月総会において空き家に付随した農地の指定の議決を受けて、告示した案件です。申請農地に隣接する宅地と建物も併せて譲渡人から購入予定とのこと。

2番は、経営の縮小のため贈与により、所有権を移転するものです。譲受人は、以前から申請農地を耕作しており、また隣接地の耕作者でもあります。申請農地では、かぼちゃを栽培する予定です。

議案書3ページをご覧ください。

3番から5番は、相手方の要望のため贈与により、所有権を移転するものです。譲受人は、新規農家ですが、以前から申請農地を耕作しており、また当該農地の隣接地に居住しております。申請農地では、引き続き、キャベツ、人参等を栽培する予定です。

6番は、労働力不足により所有権を移転するものです。譲受人は新規農家でじゃがいも、らっきょう等を栽培する予定です。農業経験は、自宅近くの農地で、さつまいも等を栽培してきたとのこと。

7番は、耕作不便のため贈与により、甥から叔父に所有権を移転するものです。譲受人は、以前から申請農地を耕作しており、引き続き、水稻を栽培する予定です。

議案書4ページをご覧ください。

8番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は、以前から申請農地を耕作しており、また当該農地の隣接地に居住しております。

引き続き、大根、白菜等を栽培する予定です。

9番は、経営の縮小のため、所有権を移転するものです。譲受人は、以前から申請農地を耕作しており、また隣接地の耕作者でもあります。引き続き、水稻を栽培する予定です。

10番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は、隣接地の耕作者です。申請農地では、さつまいも、ネギ等を栽培する予定です。

11番は、経営の縮小のため贈与により、所有権を移転するもので

す。譲受人は、以前から申請農地を耕作しており、引き続き、水稻を栽培する予定です。

12番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は、近隣の農地の耕作者です。申請農地では、水稻、ネギ、トウモロコシ等を栽培する予定です。

議案書5ページをご覧ください。

13番は、経営の縮小のため、贈与により、所有権を移転するものです。譲受人は、近隣の農地の耕作者で、また当該農地の隣接地に居住しております。申請農地では、キュウリ、なす等を栽培する予定です。

14番は、贈与により、父から子に所有権を移転するものです。譲受人は以前から父と共同で農業経営を行ってきたとのことです。申請農地では、水稻を栽培する予定です。

15番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。譲受人は、近隣の農地の耕作者です。申請農地では、水稻を栽培する予定です。

議案書6ページをご覧ください。

16番は、労働力不足のため、贈与により、所有権を移転するものです。譲受人は、以前から、姉と妹の共有地である申請農地を耕作してきたとのことです。引き続き、水稻、大根を栽培する予定です。

17番は、相手方の要望のため贈与により、以前から申請農地を賃借していた農地所有適格法人である譲受人に所有権を移転するものです。引き続き、水稻を栽培する予定です。

18番は、相手方の要望のため贈与により、所有権を移転するものです。譲受人は、新規農家で、申請農地では、トマト等を栽培する予定です。農業経験としては、実家で父の農業の手伝いをしてきたとのことです。また、今回の申請農地と併せて、申請農地に隣接する宅地を譲渡人から購入し、自宅を建築する予定です。

19番は、労働力不足のため、贈与により、所有権を移転するものです。譲受人は、以前から申請農地を耕作しており、また近隣の農地の耕作者でもあります。申請農地では、引き続き、水稻を栽培する予定です。

議案書7ページをご覧ください。

20番は、経営の縮小のため、所有権を移転するものです。申請農地では、大根、人参等を栽培する予定です。

21番、22番は、父と母から贈与により、子に所有権を移転するものです。譲受人は、新規農家ですが、以前から父と母の農作業を手伝ってきたとのことです。申請農地では、コシヒカリ、大根等を栽培する予定です。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、11番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特に、ご意見、ご質問等がないようですので、11番を除き、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、11番を除き、申請どおり許可することといたします。

続きまして、11番について、審議いたしますので、▲▲委員は退室をお願いします。

<▲▲委員退室>

会 長 それでは、11番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、11番について、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、11番について、申請どおり許可することといたします。

▲▲委員は入室をお願いします。

<▲▲委員入室>

会 長 改めまして、異議なしとのことでありますので、議案第28号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり許可することといたします。

会 長 続きまして、議案第29号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第29号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は8ページから12ページになります。

今回、4条申請は、2件、5条申請が9件、計11件、面積は22,584.3㎡です。それでは、議案書9ページをご覧ください。最初に農地法第4条申請の内容についてご説明いたします。位置図及び許可基準も併せてご覧ください。

4条申請1番は、寒江地区において、住宅敷地を拡張する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請地については、昭和62年に増築した箇所が農地であることが発覚したため、今回、地目の是正のため申請されたものでございます。申請書には始末書の添付がございます。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団規模ではございますが、過去に土地改良事業が実施されていることから農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

4条申請2番は、八尾地域杉原西部地区において、農家住宅敷地を拡張する計画でございます。転用の概要といたしましては、既存宅地については昭和47年に新築し、その後、家族形態に伴い増築しており、今回リフォームを行うにあたり地目を調査したところ、一部農地であることが発覚したため、今回是正のため申請されたものでございます。申請書には始末書の添付がございます。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団規模ではございますが、過去に土地改良事業が実施されていることから農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

議案書10ページをご覧ください。

5条申請1番は、太田地区において、砂利採取業者による陸砂利採取の一時転用の計画でございます。申請地は、農業振興地域の農用地区域内ですが、砂利採取業者が砂利の採取後、直ちに採取跡地の埋め戻し等の処理を行うことが担保されており、その復元に関する計画が当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する観点から適当であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断できることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。この案件については3,000㎡を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問案件となります。期間は許可日から2年間となっております。

5条申請2番は、大沢野地域大沢野北部地区において、住宅敷地を拡張する計画でございます。転用の概要といたしましては、既存敷地については、昭和53年頃から住宅敷地として使用しており、今回、相続のため地目を調査したところ、一部農地であることが発覚したため、今回是正のため申請されたものでございます。申請書には始末書

の添付がございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にあることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請3番は、大沢野地域大沢野南部地区において、工場敷地を拡張する計画でございます。申請人の□□は、京都に本店を置き、主にレアメタルなどのリサイクル事業を行っております。転用の概要といたしましては、工場の建設には工場立地法により工場敷地内に緑地の設置が義務付けられており、平成30年事業開始時に富山市との協議により、敷地の25%の緑地を確保する条件で事業開始許可されたことから、今回、緑地確保のため申請されたものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にあることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

議案書11ページをご覧ください。

5条申請4番は、大山地域大庄地区において、工場敷地を整備する計画でございます。申請人の、■■は、半導体製造装置や食品検査機などの産業機械の金属部品の製造を行っております。転用の概要といたしましては、会社の業績がここ数年で約5倍となり、現在の工場の規模では対応することが困難となり増産体制を整えることが急務となっていることから隣接地において、工場を新設するため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。この案件については3,000㎡を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問案件となります。

5条申請5番は、婦中地域鶴坂地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人は現在、市内のアパートにて生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、実家に限りなく近い相互扶助に適した申請地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は半径500mの範囲内に医療施設が2施設あり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請6番は、婦中地域宮川地区において、資材置場を拡張する計画でございます。申請人の、◇◇は、石川県白山市に本店を置き、主に土木建築工事に伴う足場材のリース業を行っております。転用の概要と致しましては、近年、ビルやマンション、公共施設など、建設工事に伴う受注が急激に増加しており、既存の資材置場では手狭であり、今後、更なる受注増加傾向にあり、新たな資材置場の確保が急務となっていることから隣接地において資材置場拡張のため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は

第1種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。この案件については3,000㎡を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問案件となります。

議案書12ページをご覧ください。

5条申請7番は、婦中地域婦中熊野地区において、工場敷地を拡張する計画でございます。申請人の◆◆は主に自動車や工作機械などの各部品の製造を行っております。転用の概要といたしましては、他県の工場の閉鎖に伴い、業務が当工場に集中しており、現在の工場の規模では対応することが困難であることから隣接地において、工場を新設するため今回申請されたものでございます。申請地は、河川、宅地で囲まれた10ヘクタール未満の農地の集団規模ではございますが、過去に土地改良事業が実施されていることから農地区分は第1種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。

5条申請8番は、婦中地域婦中熊野地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在高岡市のアパートで生活しておりますが、相互扶助に適した実家の隣接地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は、宅地で囲まれた10ヘクタール未満の農地の集団規模ではございますが、過去に土地改良事業が実施されていることから農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請9番は、婦中地域婦中熊野地区において、資材置場を整備する計画でございます。申請人は個人事業主であり、造園業を営んでおります。転用の概要といたしましては、同婦中熊野地区において所有する資材置場が資材で飽和状態であり、業務に支障が出ていることから新たな資材置場の確保が急務となっていることから今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特に、ご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第29号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第30号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

なお、20ページの57番は、▽▽委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事 務 局 議案第30号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

議案書のページは、13ページから24ページです。

利用権設定は、今回は110件の申請があり、契約期間は、1～2年が1件、3～5年が9件、6～9年が71件、10年が29件です。設定面積は、506,274.69㎡です。

15ページ1番から9番までは、農地中間管理機構を通すものであります。15ページ10番から24ページ110番が相対であります。

新規農家が2件あります。

15ページの10番から16ページ20番は、父の農業補助者として勤務していた本人が、父の高齢に伴い経営継承するものです。将来的には、生産から加工までを担う6次産業化を目指しています。農機具はコンバイン、トラクター、田植え機、乾燥機等を父から借用し、水稻、大豆、梨の栽培を予定しています。販売先はなのはな農協へ出荷する予定としております。

17ページの21番は、家業の手伝いから農業に興味を持ち、梨農家の元で1年間研修した本人が新規参入するものです。後継者不足を解消し、呉羽梨のブランドを守っていきたいと考えています。農機具はトラクター、スピードスプレーヤー、乗用モアを今後購入し、運搬機は父から借用予定です。販売先はなのはな農協へ出荷する予定としております。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法 第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

- 会 長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、57番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。
- 〇〇委員 13ページの借手の人数は21人なのに、14ページの借手は25人になっている。どうしてこのようになっているか。
- 委員 数字がずれの有無や、集計された数字の正しさについて説明するよりも、13ページ、14ページそれぞれの表の集計方法や、どうしてそれぞれ違った数字が集計されるかについて理由を説明していただいたほうが良いのではないか。
- 〇〇委員 14ページでは各地区の借手の合計は25人となっているが、13ページの借手の合計は21人となっている。地区ごとのどの数値がずれの原因になっているかわからないと理解できない。
これは富山市の農地でのみ起こる問題なのか。
- 事務局 利用権の集計については他市町村がどのような方法で集計しているかについては把握しておりません。
13ページと14ページの集計表につきましては、事務局内で協議し、見直しをおこないました。
11月総会での集計表には、申請件数をお示ししておりませんでしたので、13ページには申請件数を利用権の年区分ごとにおいて、記載させていただきました。その際、貸手、借手は同一人物から複数の申請があった場合、その者が異なる年区分で申請した場合には、該当する年区分ごとに1人として集計し、貸手は110人、借手は21人としております。
また、14ページの集計表は、年区分ではなく、地区ごとにおいて集計しています。今回は貸手が110人でしたが、借手が複数地区にまたがっていたものがあったため、それぞれの地区ごとに集計した結果、25人となり、13ページの集計表と比べて、4人のずれにつながったものであります。
- 〇〇委員 足し算があっている、というような数字の問題ではなく、今ほど説明のあったような、原因についての説明をしていただければ理解しやすく、納得しやすい。
- 事務局 ご指摘のとおりだと思います。今回の議案のように、2つの集計表にずれがある場合は、委員の皆様理解いただけるように、その原因を説明させていただきたいと考えます。

△△委員 13ページの年区分ごとの集計表や、14ページの地区ごとの集計表のいずれも、人数のずれにつながるものは、カッコ書きなどすることによって、原因がわかりやすくなるのではないか。

事務局 次回総会である、1月月次総会から対応させていただきたいと思います。

会長 ほかに、特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、57番を除き、異議については、ないものといたします。

続きまして、57番について審議いたしますので、▽▽委員は退室をお願いします。

<▽▽委員退室>

会長 それでは、57番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、57番について、異議はないものといたします。▽▽委員は入室をお願いします。

<▽▽委員入室>

会長 改めまして、異議なしとのことでありますので、議案第30号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定といたします。

会長 続きまして、議案第31号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第31号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付につ

いてご説明いたします。議案書のページは25ページから26ページです。件数は、3件です。

1番から3番について、いずれも、被相続人の子が農地を相続するものです。

納税猶予の要件については、被相続人が亡くなるまで、農業に従事していたこと、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、引き続き農業経営を行うこと、被相続人から相続人に遺産分割や遺言により、農地が相続されること、これら3つの要件を全て満たしております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

● ● 委員 市街化区域内の農地のなかには、荒廃している農地も見受けられるので、議案の対象となる農地には参考資料として、位置図をつけていただきたい。

事 務 局 次回から、対象農地の位置図を作成することを検討したいと考えます。

会 長 ほかに、ご意見、ご質問等がないようですので、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を交付することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第31号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について、ご異議なしと認め、交付することといたします。

会 長 続きまして、議案第32号土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第32号土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意についてご説明いたします。

議案書のページは、27ページです。

事業名は県単非補助土地改良事業、地区名は中瀬2期地区、事業主体名は山田村土地改良区です。

換地後の土地は山田中瀬72番外9筆、面積は8,232㎡です。

換地関係権利者は、富山市山田中瀬1792番地にお住いの♣♣外16名です。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました換地計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

▼ ▼ 委員 昭和54年の換地計画が長期間同意を得ていなかったのに、なぜ、今頃になって同意を求められているのかわからないので、その背景を聞かせてもらいたい。

事 務 局 事業自体は昭和55年で、許可を得て土地の収用も終わっていたのですが、換地処分に関する同意を得られませんでした。現在に至り、ようやく同意をとりつけることが出来たものです。

○ ○ 委員 換地計画内の土地の税金は、どのようになっていたのか。

事 務 局 換地が終わってない土地については、元の地権者が税金を納めていたものと考えます。

● ● 委員 換地計画の同意は、初めて見る案件のため概要がよくわからない。換地後は10筆となり、地権者は17人ということはわかるし、資料として換地後の公図や位置図が用意されているが、今まで関係者が何をもって同意に至らず、何がその判断を変えた要因なのか、わからない。

そもそもの前提として、換地計画とは何かなどの情報が必要だと考えるが、関係者は了解されたということなので、問題は無いように思う。

しかし、法律を見てみると、農業委員会は必ずしも同意しなくてもいいと読めたのだが、その点についてはどうか。

事 務 局 換地について申し上げますと、農業の効率化のために土地改良事業を実施し、区画整理を行った後、従来の土地を所有していた方に割り当てる土地で、換地計画とは、区画整理事業後に、どのように換地を割り当てるかの計画と認識しております。

今回の換地計画は昭和55年に実施された土地改良事業に係るも

のですが、なぜこれだけの期間が空いてしまったかと申しますと、当時の事業者が地権者からの同意を得られないため、手を引いたことが原因ということをお申請者からきいております。

県としても土地改良事業を終えていたものの、同意が得られないことで換地が出来ず、この度、新たな事業者に依頼し、換地の手続きを進めた結果、同意に至ったとのことでした。

今回の換地処分によって、土地面積についても、以前の登記面積と実測面積には約3,000㎡と大きな乖離があり、議案には、換地後、登記されるであろう実測面積を明記させていただいております。

申請者からは、地権者からの同意を得たため、県への許可申請に農業委員会の同意が必要との申し出があったことから、農業委員会としては、土地改良法にあります通り、換地計画に同意する必要があることに加え、昭和55年の事業をいつまでも放置していることが好ましくないことや公図が実態と一致していない点を考慮し、同意することが望ましいと考えています。

● ● 委員 農業委員会として、何を以て同意すればいいのかがわからない。インターネットでGOOGLEマップをみたところ、この換地後の図のとおりとなっていた。すでに地番ある状態だと思われる。

なので、こちらの判断材料として、換地計画に係る地権者の同意は得られている、などの情報を与えてもらえればよかったと考える。

★ ★ 委員 私の地元でも、換地の関係で同様の問題があったが、5、6年ほど前に解決した。その際も、同意を得られなかった事業者が換地計画を放置したものだった。

▼ ▼ 委員 今回は換地計画の概要がわからず、形式的に質問をさせていただいたが、説明をいただいた結果、背景も理解できたし、地元の同意を得られているとのことわかりました。

会 長 私も地元が同意していて、手続きをきちんと進めているということであれば、同意してよいのではないかと考えます。

ほかに、ご意見、ご質問等がないようですので、この換地計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第32号土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意について、ご異議なしと認め、同意いたします。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。議案書の報告事項である、
第28号 農地法第3条の3の規定による受理について
第29号 農地法第18条第6項の規定による通知について
第30号 農地法第5条の規定による許可の取消しについて
第31号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6
号の規定による受理について
事務局から一括して説明をお願いいたします。

事 務 局 報告事項第28号農地法第3条の3の規定による受理について、ご
報告します。議案書は、28ページから33ページです。
今回の受理件数は18件で、すべて相続により所有権を取得したも
のです。農業委員会へのあっせん希望については、議案書の32ペー
ジ14番でありました。

報告事項第29号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合
意解約について、ご報告いたします。

議案書は、34ページから44ページです。

解約件数は34件で、解約面積は181,983.63㎡です。今
回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

議案書45ページをご覧ください。

報告事項第30号農地法第5条第1項の規定による許可の取消し
について、ご報告いたします。申請人の☆☆は陸砂利採取の一時転用
を目的に令和5年8月31日に許可を受けましたが、その後、事業開
始前に、☆☆の代表が亡くなり、事業の継続が困難となったため、許
可の取り消し願いを受理し、10月23日に取り消しの通知を行った
ものでございます。

申請地については、雪解け後、他の陸砂利採取業者が改めて農地転
用の申請を行う予定であります。

報告事項第31号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第
6号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは46ページから54ページまでです。

今回の受理件数は、4条が4件、5条が20件、合わせて24件、
面積は合わせて18,644.76㎡となっております。内容、転用
目的についてはご覧のとおりです。

事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で
受理する予定のものは48ページの5条の1番、50ページの5番の
2件でございます。

会 長 続きまして、協議・報告事項に入ります。
まず、農業委員等の応募状況について、事務局から説明をお願いし

ます。

(事務局 説明)

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農業委員等の応募状況、推進委員の再募集及び推進委員の選考を行う評価会議の委員等についての提案、ご質問等があれば承ります。

〇〇委員 評価会議の委員8名を運営委員7名でということであれば、1名の欠員については、担当地区の補完性や過去に農業委員を経験されていることから、▼▼氏を加えるのがよいと考える。

事務局 ほかの委員の皆様も、▼▼氏を運営委員会のメンバーに加えることについて、いかがでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 他に、ご意見、ご質問等がないようですので、先ほど説明のありました事務局からの提案についてご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、事務局はそのように進めてください。

会 長 次に、農業委員会互助会懇親会（新年会）の開催について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 説明)

会 長 それでは、ただ今、説明がありました互助会・新年会について、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特に、ご意見、ご質問等がないようですので、今年度の懇親会については、資料2のとおり実施いたしますので、よろしくをお願いします。事務局は、開催の準備をしてください。

会 長 次に、事務連絡等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 　　ただ今、説明がありました連絡事項について、ご意見、ご質問等がありましたら、承りたいと思います。

会 長 　　それでは、令和5年度第9回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。